

事 務 連 絡  
令和2年10月15日

Go To トラベル事務局 御中

観 光 庁

### 地域共通クーポン取扱店舗確保に当たっての行政書士会との連携について

平素よりGo To トラベル事業の円滑な実施にご尽力いただき、誠にありがとうございます。  
います。

「Go To トラベル事業」の地域共通クーポン取扱店舗については、9月8日より登録・募集を開始し、これまで約23万店に登録を頂いているところです。

事務局におかれては、取扱店舗の確保に向けて、これまでも、説明会の実施、関係団体への周知、地域事務局の電話・訪問によるサポート等に取り組んでいただいているところですが、今般、行政書士会から、下記のとおり行政書士会の活用についてご提案をいただきましたので、各地域事務局におかれては、各都道府県の行政書士会との連携、協力関係の構築等を図っていただき、事業者の登録のサポートを強化していただきますようお願いいたします。

#### (行政書士会からの提案)

行政書士は行政書士法に基づく行政手続の専門家であり、全国で49000名を超える会員が活躍しています。業務として唯一登録申請等の書類作成を行うことができ、代理申請業務ができる国家資格者です。

この度のGoToトラベル地域共通クーポン取扱店舗登録申請においても、事業者の皆様への利便に向け、依頼に基づいて、申請フォームに設定された行政書士の代理記入欄を用い代理申請業務を行います。

行政書士が申請を代理することにより申請の品質向上や行政事務の円滑化、何よりも、より迅速な届出事業者登録が図れ、制度の普及に直接結びつくものと考えます。

つきましては、登録事業者の拡大に向け、都道府県毎にある行政書士会と各地域のトラベル事務局との連携、協力関係の構築を図れるようご配慮いただきますようお願いいたします。